

港湾計画の概要

国土交通省 港湾局

令和8年9月

基本方針の策定 (国土交通大臣)

(港湾法第3条の2)

国土交通大臣は、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

港湾計画の定義

(港湾法第3条の3)

国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画(以下「港湾計画」という。)を定めなければならない。

4 港湾計画は、基本方針に適合し、かつ、港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項、港湾の効率的な運営に関する事項その他の基本的な事項に関する国土交通省令で定める基準に適合したものでなければならない。

※政令 : 港湾法施行令第1条の4

※国土交通省令 : 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令(計画基準省令)

港湾計画の 国土交通大臣への提出

(港湾法第3条の3)

6 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したとき(国土交通省令で定める軽易な変更をしたときを除く。)は、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

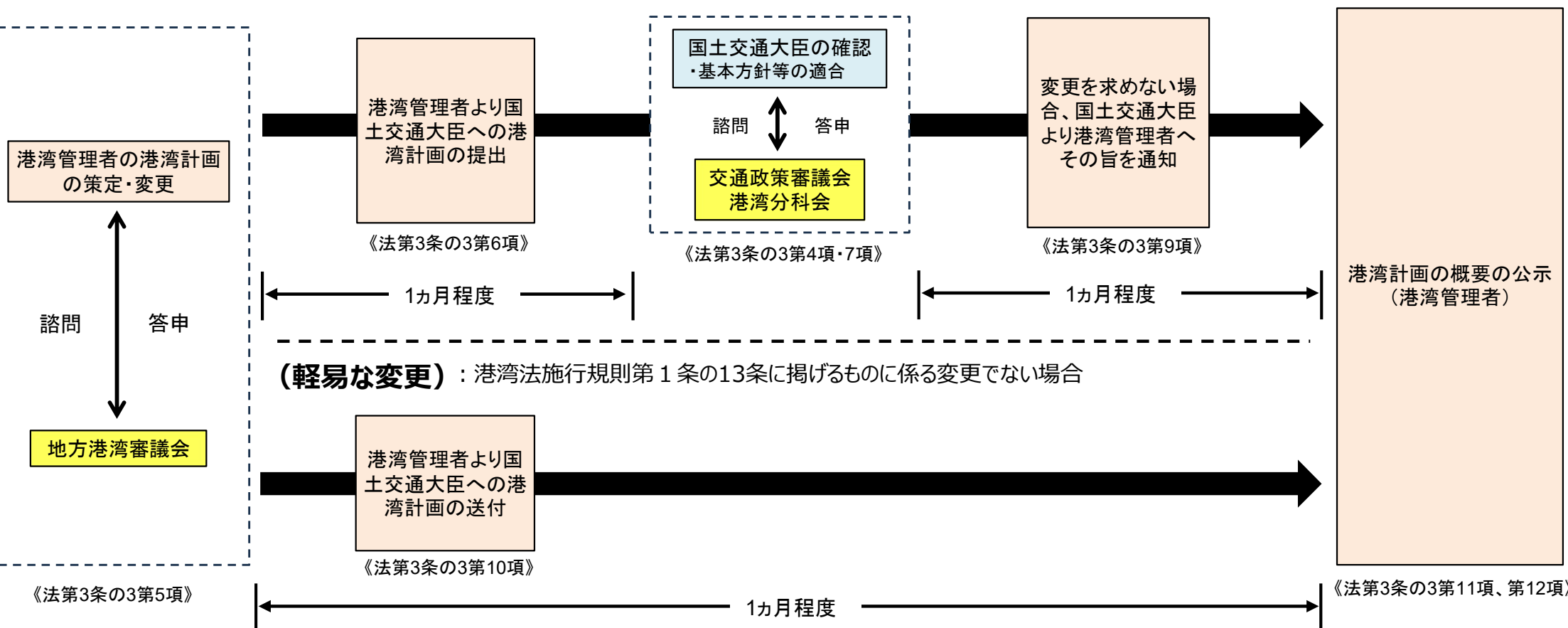
8 国土交通大臣は、第6項の規定により提出された港湾計画が、基本方針又は第4項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるとき、その他当該港湾の開発、利用又は保全上著しく不適當であると認めるときは、当該港湾管理者に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

- 港湾計画で定める事項は、港湾法施行令第1条の4に規定されており、港湾計画を変更する場合は、その変更事項に応じて、「改訂」「一部変更」「軽易な変更」と区分されている。
- また、港湾管理者の港湾計画策定・変更にあたっては、軽易な変更にあたる場合を除いて、港湾法に基づき国土交通大臣への提出・確認手続きを行っている。

※港湾計画の策定・変更手続や要件については、港湾管理者のニーズ等も踏まえ、適宜適切に見直しを行っている。
また、手続きのスケジュールについても、港湾管理者の事情を加味し、可能な限り柔軟に対応している。

【港湾計画の策定・変更フローのイメージ】

(改訂・一部変更)



- 港湾管理者の技術力維持や予算確保が厳しいといわれる中、効率的かつ効果的に港湾計画の策定ができる環境の構築を図るため、港湾管理者と国土交通省から構成される「港湾計画業務改善検討会」を設置し、令和5年3月に改善策をとりまとめ。
- 取扱貨物量の減少や立地企業の撤退等により、計画改訂が進んでいない港湾が一定程度存在していることを踏まえ、今年度より、「港湾計画業務改善検討会」において効果的・効率的に港湾計画業務を行うための更なる方策を検討。

■ 港湾計画業務改善検討会 構成員

【構成員】

地方ブロック毎の港湾管理者（1名ずつ）、国土交通省港湾局

【オブザーバー】

各地方整備局等、国土技術政策総合研究所

※検討会の下に、実務レベルでの議論を行うための幹事会を設置。

■ 主な検討スケジュールと進捗状況

令和4年～令和5年 港湾計画業務改善策の策定

- ・作業手続きの見える化、港湾計画変更の手続きの簡素化
- ・資料の簡素化、デジタル技術活用の検討 等

令和6年～令和7年 港湾計画業務改善策に基づくガイドライン等の検討

- ・貨物量推計、環境調査、航行安全検討

令和8年5月14日 令和8年度第1回 検討会

令和8年度末頃 令和8年度第2回 検討会

（更なる改善策をとりまとめ予定）

■ 令和8年度の検討概要

現状・問題認識

- 港湾を取り巻く情勢が厳しさを増す中、**取扱貨物量の減少や立地企業の撤退等**の要因により、依然として**計画改訂が進んでいない港湾が一定程度存在**している。
- 港湾のニーズは多様化**しており、**生産性の高い港湾マネジメントの推進が求められる中**、**港湾計画が果たすべき役割も見直していく必要がある**。

対応

- 港湾の適正な開発・利用・保全**に向け、**多様化する港湾のニーズ**を的確に捉えつつ、**時代に即した港湾計画のあり方**を改めて整理した上で、**効果的・効率的に港湾計画業務を行うための更なる方策**を検討する。

【検討事項例】港湾計画書のデータベース化

1 公共埠頭計画
1-1 ○○地区
○○、△△等の内貨貨物を取り扱うため、以下の施設を追加する。
水深7.5m 岸壁1バース 延長130m [新規計画] C-1
埠頭用地 2ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

また、次の既設の係船浮標2基を撤去し、1基を移設する。
水深10m 係船浮標2バース 1基 [既設の変更計画]
既設
水深10m 係船浮標2バース 3基

公共埠頭計画				
水深	バース数	延長	計画区分	
7.5	1	130	新規計画	
7.5	2	260	既定計画の変更計画	
5.5	3	300	新規計画	
+				

➤ 港湾計画書はこれまで紙やword等により作成し、計画書毎に管理。

➤ 港湾計画書のデータベース化を進め、サイバーポートへの反映を目指す。これにより、**港湾計画業務や政策立案、各港の通常業務等の効率化を図る**。